

令和8年第2回黒坂警察署協議会開催状況

開催日時	令和8年6月9日(火)午後2時00分から午後3時45分まで	
開催場所	黒坂警察署	
出席者	委員 (定数8人)	空場会長、山根副会長、野口委員、松影委員、音田委員、吉澤委員、稲田委員 以上7人
	警察	松本署長、四井管理官、藤谷溝口幹部派出所長、半田生活安全刑事課長、熊谷交通課長、警務課員 以上6人
議 事 概 要		
<p>1 委嘱状交付 警察署長から委員に対し、委嘱状の交付を行った。</p> <p>2 自己紹介 出席者が自己紹介を行った。</p> <p>3 挨拶 空場会長及び松本署長が挨拶を行った。</p> <p>4 監察の取組状況 警察署長が、監察の取組状況について報告した。</p> <p>5 治安概況説明 生活安全刑事課長が令和8年4月末現在の刑法犯認知状況等について、交通課長が令和8年4月末現在の管内交通事故発生状況等についてそれぞれ説明した。</p> <p>6 協議事項</p> <p>(1) 自転車の安全利用について 交通課長が、本年4月1日に施行された道路交通法の一部改正のポイント「自転車等に対する交通反則通告制度の適用」について説明した後、次のとおり協議が行われた。 委員：今回の改正の話ではないが、自転車の飲酒運転であっても、自動車と同様に車両や酒の提供、同乗について処罰されるのか。 警察：自転車も車両であり、自動車と同様に処罰されることになる。 委員：自転車が歩道を走行できる要件について、教えていただきたい。 警察：道路標識や道路標示によって歩道を通行してもよい場合の他に、運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体が不自由な方であったり、道路環境や道路状況により車道通行の安全面が確保できないなどの事由があれば通行が可能となる。 委員：自動車で自転車の追い抜きを行う場合に、1メートル以上の間隔を空けられないときは、時速を20から30キロメートルへ減速しなければならないと聞いているが、それで間違いないか。 警察：委員が話された速度と間隔については警察庁の推奨する目安であり、法律では自転車等の右側を通過する際に、十分な間隔がない場合には間隔に応じた安全な速度が求められている。 なお、追い抜く際には、センターラインの色にも注意しなければならない。また、自転車で車道を通行する際には、できる限り道路の左側端に寄って通行する必要がある。</p> <p>(2) 体験 委員は、交通体験型の資機材「自転車シミュレータ」を体験した。</p>		
<p>7 その他 次回協議会は、令和8年9月頃に開催する予定である。</p>		